**くらしの情報　暮らしを豊かにする情報が見つかる！**

**令和7年度からの奨学生を募集します**

問い合わせ　学校教育課学校総務担当　電話23-2212

令和7年4月から進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が、大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、期間内に再応募してください。

大崎市奨学資金とは

有用な人材を育成するため、高校・大学などへの進学意欲のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

■貸与月額

高校生　1万5千円

大学生・短期大学生・専門学校生など　3万円または5万円（選択制）

■貸与期間

正規の修学年限が満了する月まで

■貸与方法

年2回、奨学生名義の口座に振り込み

■対象

次の全てを満たす人

❶保護者が市民であること

❷経済的理由で就学困難な人

➌第1学年から応募時点までの5段階評定の平均値が3.0以上の人

※3.0未満の場合は学校長の所見が必要です。

❹2人の連帯保証人がいる人（1人は保護者、もう1人は生計を別にする返済資力のある人）

■償還方法

卒業した翌年から7年以内（5万円を選択した人は10年以内）に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還してください。

※利子はありません。

大崎市奨学資金の申請方法

申請書などは、学校教育課（市役所本庁舎3階南側）および各基幹公民館、市内の中学校、大崎管内、登米市、栗原市の各高等学校で配布します。

■募集人員

高校生　10人程度

大学生・短期大学生・専門学校生など　20人程度

■募集期間

11月1日（金曜日）～12月13日（金曜日）

■奨学生の採用決定

大崎市奨学資金貸与事業運営委員会で令和7年2月に審査・選考し、内定者を決定します。選考結果は、全応募者へ通知します。

内定した人が、令和7年4月中に誓約書と在学証明書を提出することにより、正式な貸与決定となります。

大崎市奨学資金貸与事業へ寄付を受け付けています

経済的理由で修学困難な生徒や学生に奨学資金を貸与するため、寄付を募集しています。

寄付は、2,000円以上の場合に税制上の優遇措置（所得税や住民税などの控除）を受けることができます。

詳しくは問い合わせください。

**公共下水道（雨水）の工事を行います**

問い合わせ　下水道施設課整備担当　電話25-5210

古川地域の浸水被害を軽減するため、雨水管きょを整備する工事を行います。工事作業中は、市道いちょう通線の一部区間で交通規制（通行止め）を行うため、通行時はをお願いします。

詳しくは、問い合わせください。

規制区間　11月および令和7年1月（各最大1カ月程度） 22時～6時

※工事のにより、規制期間を変更する場合があります。

場所　古川李埣三丁目地内の市道いちょう通線の一部区間

図：交通規制区間の位置